

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町規則第五号

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成八年聖籠町規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項を削り、十五の項から二十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表中二十三の項を削り、二十四の項から四十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の四十二の項を削り、同表中四十三の項から六十の項までを三項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

五十八 子ども・子育て会議委員

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。